

福祉医療費助成制度についてお知らせします (7月1日現在)

福祉医療費助成制度は、健康保険に加入している高齢期移行、障害者(児)、子ども、母子家庭、父子家庭の人に、健康保険で診療を受けた場合の医療費の自己負担額の一部を助成する制度です(※子ども以外は所得制限があります)。有効期限が6月30日までの受給者証をお持ちの人は、7月1日から新しい受給者証になるため、今までの受給者証は使えなくなります。所得判定の結果、継続して各福祉医療費助成制度に該当する人には、新しい受給者証を郵送しています。各福祉医療費助成制度の内容は下記の表のとおりです。

区分	対象	所得制限	一部負担金 (自己負担額)
①高齢期移行	【65歳から69歳の人で誕生日が527.7.1以降の人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下、かつ要介護2以上の人	あり	(区分1) 2割負担 入院：月15,000円まで 外来：月 8,000円まで (区分2) 2割負担 入院：月35,400円まで 外来：月12,000円まで
	【65歳から69歳の人で誕生日が527.6.30までの人】 (区分1) 市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人(本人は年金収入80万円以下かつ所得なし) (区分2) 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人		
②重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級の人 療育手帳A判定の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人	あり	外来：1日600円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月2,400円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。
③高齢重度障害者医療	上記、重度障害者医療の対象者のうち、後期高齢者医療制度に加入している人	あり	
④子ども医療	乳幼児等 小学校就学前までの子どもと小学校1年生から小学校3年生までの年齢に該当する児童	なし	外来・入院とも：一部負担金なし ・国や県の他の公費負担制度(指定難病など)を利用した場合の自己負担額も、償還払いにより無料となります。
	子ども 小学校4年生から中学校3年生までの年齢に該当する児童・生徒		
⑤母子家庭等医療	母子家庭、父子家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童(生徒)がいる母(父)等及びその児童(生徒) ・高等学校等に在学中の場合(高等学校卒業者は除く)は、20歳に達する月の末日まで	あり	外来：1日800円を限度に月2回まで 入院：1割負担(月3,200円) ・長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし ・外来、入院どちらも医療機関ごと ※低所得者は、外来：1日400円、入院：月1,600円になります。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で世帯全員の前年中の年金収入が80万円以下または年金収入を加えた所得が80万円以下の人です。

※7月から助成対象に、訪問看護ステーションによる訪問看護療養費が追加されます。

母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の資格を有する人で、中学3年生までの児童については、子ども医療費助成制度により医療費が無料となるため、乳幼児等(子ども)医療費受給者証を優先して交付します。**学校管理下で生じたケガなどにより災害給付の対象となる場合は、子ども医療費助成制度の受給者証は使えません。**

問合せ 区分①②③ 地域福祉課 地域福祉係 ☎492-9136
区分④⑤ 子ども課 児童福祉係 ☎492-9155

国民健康保険税の税率のお知らせ

令和3年度の国民健康保険税の税率及び上限額は前年度と同じです。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	7.9%	1.9%	2.3%
均等割額	27,500円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	4,100円	4,000円
保険税の上限額	63万円	19万円	17万円

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎492-9132

後期高齢者医療保険料の料率のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直します。令和3年度の保険料率及び上限額は前年度と同じです。

	均等割額	所得割率	保険料の上限額
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円



保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬頃に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い人の軽減

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和2年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

被扶養者であった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、保険料の年額は25,685円となります。

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎492-9132
兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

計画的に予防接種を受けましょう!

予防接種の対象年齢などを確認し、病気を予防するためにも確実に受けましょう。



予防接種の種類	対象年齢など	接種時期
日本脳炎(1期)	6カ月～90カ月未満※	通年
日本脳炎(2期)	9歳～13歳未満※	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	令和4年3月31日まで
麻しん(はしか)風しん混合(2期)	H27.4.2～H28.4.1生	

- ※日本脳炎(1期)を受けられなかったH20.4.2～H21.10.1生まれの人は、特例として2期の対象年齢(9歳～13歳未満)になれば1期の未接種分も接種できます。
- ※日本脳炎(1期・2期)を受けられなかったH19.4.1以前に生まれた人は、特例として20歳の誕生日の前日までに接種できます。
- ※日本脳炎3期の予防接種は、平成17年度に廃止となりました。予防接種券がお手元に残っている場合は破棄してください(1期に3回接種、2期に1回接種の計4回接種となります)。
- ※対象年齢を過ぎると、予診票、接種券は使用できません(日本脳炎の特例の人は使用可)。
- ※予診票(接種券)は送付済みですが、お持ちでない人は母子健康手帳をお持ちのうえ、子ども課へお越しください。
- ※接種は予防接種協力医療機関に事前に予約のうえ、予診票、接種券、母子健康手帳、健康保険証をお持ちください。
- ※その他の予防接種についても、受け忘れがないか母子健康手帳で確認してください。

問合せ 子ども課 育児支援係 ☎492-9155